

「設備投資関連費用」(高経年化対策^{注1})の査定について

- 原価算定期間に更新を予定している設備の劣化・老朽化状況については、事業者には調査結果等の提出及び説明を求め、確認を実施。更新の必要性の乏しい部分を査定。
- 更新の必要性が認められる部分について、事業者には効率化への取組状況に関する説明及び資料の提出を求め、従来よりも広い範囲でまとめて鉄塔の建替を検討することにより、建替基数を減らしての更新が行われている等、効率化が実施されている事実を図面のチェックなどにより確認。
- その上で、過去3期の実績、過去の計画の未達率等を勘案の上、原価算定期間において合理性が認められる設備投資額の水準を考慮し、これを上回る部分を査定。

<査定方法>

- ① 設備の劣化・老朽化状況の確認
原価算定期間において、更新を予定している現存設備の劣化・老朽化の状況等について、事業者には調査した結果等の提出及び説明を求め、原価算定期間において真に更新が必要なものであるかを検討・確認。結果として、原価算定期間に更新の必要性の乏しい投資額（及び関連する費用^{注2}）を査定。
- ② 効率化の進展状況の確認
高経年設備の投資に関連して、事業者が更新に際して実施している効率化の状況の説明を求めるとともに、実際に行われている効率化を示す資料を入手の上、当該資料を確認。
- ③ 合理性が認められる投資額の水準の設定・超過分の査定
設備ごとに、以下の要素を勘案の上、合理性が認められる投資額の水準を設定、事業者の申請額が合理性が認められる投資額の水準を超える投資額（及び関連する費用）を査定。
 1. 過去3期の実績値
 2. 過去3期の予算と実績の比較による過去予算の未達率
 3. 事業者が必要な更新数量を考える際の判断要素（劣化診断結果等）及びこれに基づく更新数量
 4. 施工業者の施工力 等

注1：設備の設置・使用開始から長期間が経過し、設備の劣化や老朽化が進んでいる設備に係る対策。注2：事業報酬、減価償却費、固定資産除却費等

<①設備の劣化・老朽化状況の確認イメージ>

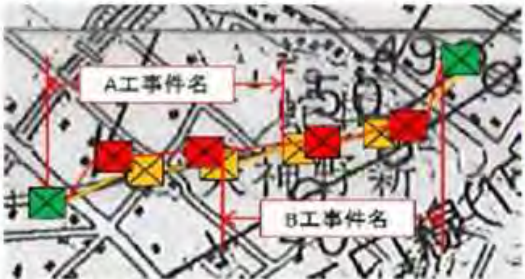
劣化診断結果			
設備名	A		
	B		
基準値	××指数	500以上	要取替
診断結果	設備名	××指数	判定
	A	550	要取替
	B	300	問題なし

原価算入の可否
A ○
B × 査定


原価算定期間に更新を予定している設備について、劣化状況の調査結果等入手。診断結果として、問題なしと判断された設備が原価算定期間の更新予定に含まれている場合には、この部分を査定。

<②効率化の進展状況の確認イメージ（鉄塔のまとめ建替の例）>

【これまでの状況】



【改善後】



注：黄色四角が従来の鉄塔、赤四角が建替後の鉄塔
(出所：第4回 電気料金審査専門会合資料より事務局にて抜粋)

鉄塔の建替に関して、従来よりも広い範囲で建替の検討を行うことにより、もともと4基であった鉄塔基数を3基での建替に減らすことによる経営効率化を実施していることを図面を見て確認。

「修繕費」の査定について

- 修繕費は、固定資産の通常の機能を維持するため、部品の取替え、損傷部分の補修、点検等に要する費用。これらの費用については、工事計画の内容や金額等を個別に確認し、一般送配電事業に必要な費用以外は減額査定。

<査定方法>

- ① 個別の修繕工事について、工事計画、工事目的・必要性、積算明細等を確認。その際、過去の工事実績との比較、積算内訳（人件費、材料費、一般管理費等）、定期点検の有無、図面等を確認し、費用の積算誤り等を減額査定。
- ② 原価算定期間における帳簿原価に対する修繕費の率が、過去5年間における当該率を上回っていればその増加要因等を確認し、適正な原価として認められないもの（設備更新時期を迎えていないもの等）を減額査定。
- ③ 設備投資関連で減額査定された保有社宅・寮の空室、送電線の空回線・異電圧等に係る修繕費を減額査定。
- ④ 災害復旧修繕費について、過去10年間のうち、最大値1年と最小値1年を除いた8年間の平均値を上回るものを減額査定。
- ⑤ 効率化を促す観点から、修繕工事に必要となる材料等の調達手法の妥当性（随意契約にならざるを得ない理由）も確認。

<イメージ>

工事件名	社内規程等による単価等	当該修繕工事の積算内容等		査定内容	
△○修繕工事	人工単価 @6,000円	人工単価 @7,000円×8人=56,000円		間違っって上位の人工単価7,000円を適用して計算したため、差額分8,000円を減額査定。	
○×修繕工事	当該工事見積額（1.58億円）の一般管理費率は10.51%	一般管理費 = 1.58億円×10.51% = 16,606千円		計算したところ、一般管理費は、16,605,800円であり、200円を減額査定。	
△△配電更新工事	設備の取替時期について規程なし	当該設備は、10年を経過すると劣化することが判ったので、今後10年間で毎年度設備更新する。		既存設備で10年に満たないものも含まれていたことから、その分を減額査定。	
工事件名	社内規程等による実施時期等	前々回	前回	今回申請 (原価算定期間 H28~H30)	査定内容
○△設備定期点検工事	6年毎に実施	H20年度	H26年度	H30年度	社内規程によれば、H32年度の実施となることから、全額減額査定。
××設備定期点検工事	精密点検と簡易点検を交互に実施	簡易点検	精密点検	精密点検	直前の簡易点検費用の妥当性を確認し、精密点検費用との差額分を減額査定。

「その他経費（普及開発関係費）」の査定について

- 普及開発関係費のうち、パンフレット等の広報媒体の作成費用については、「需要家にとって電気的安全に関わる周知といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なもののみ原価算入を認める」としてあり、個々の広報媒体の記載内容を精査することで料金原価への算入の妥当性を確認。
- その結果、「オール電化」や「グループ企業の紹介」などの一般送配電事業等の運営上必要不可欠とはいえない部分の面積などから原価とは認められない作成費用を特定(面積按分など)し、原価から除外。

<パンフレットの例（イメージ）>



<査定対象部分>

✓「オール電化」「グループ企業の紹介」等の掲載は、事業運営上必要不可欠とはいえないため、当該記載・写真の掲載面積に係る作成費用を特定（面積按分など）し、査定対象とする。

<査定額の算定>

（例） ※過年度3年実績平均
 制作費（校正費含む） = 100万円
 印刷費（10,000部） = 200万円

パンフレット作成費用計 = 300万円

査定対象面積

① 17cm×20cm = 340cm²

② 5cm×7cm = 35cm²

①+② = 375cm²

（パンフレット全面積 = 6,300cm²）

査定額

300万円×375÷6,300
 = 17.9万円

「その他経費（消耗品費）」の査定について

- 潤滑油脂費や薬品費、被服費、什器工具費、帳票類等の費用について、使用する部門・事業所別に可能な限り細分化された個別件名に基づき、入札等の実施状況や契約実績、原価算定期間における当該費用の必要性について確認。調達時の効率化努力が行われていない部分や過去実績を上回っている部分、優先度が低く過大となっている部分について査定。
- 新聞、定期刊行物や書籍等、業務上の情報収集のために必要な図書費については、過年度実績について個別件名を精査し、原価算定期間において優先度が低く過大となっている部分について査定。

(ステップ1) 過年度実績の効率化努力、
原価算入の必要性・実績水準の妥当性の判定

(ステップ2) 原価算定期間内の効率化反映、
原価算入の必要性、金額の妥当性の判定 (= 査定)

<消耗品の例>



<図書費の例>



<査定対象部分①>
 ✓ 過年度実績に基づき、個別件名の原価算入の必要性や調達時の入札等の実施状況について確認。
 ✓ 個別件名の必要性の判定、入札等の実施状況による効率化 (= 費用低減) の可否について判定。

原価算定期間の個別件名の査定に反映

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
〇〇潤滑油脂費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	X 100,000	X 100,000	X 100,000
〇〇用化成品費	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	50,000	50,000	50,000
〇〇専用燃料費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
〇〇用被服費	60,000	50,000	50,000	50,000	60,000	30,000	X 60,000	30,000
〇〇工具費	60,000	60,000	120,000	120,000	100,000	120,000	120,000	120,000
事務用品費	60,000	60,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
結果物	120,000	120,000	130,000	130,000	130,000	140,000	140,000	140,000
****	****	****	****	****	****	****	****	****
計	2,000,000	2,400,000	2,300,400	2,800,000	2,400,000	2,200,000	2,000,000	2,300,400

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
〇〇新聞	1,000	1,000	1,000	800	800	800	800	800
△△新聞	800	800	800	800	800	800	800	800
□□名所の歩き方	X 50	50	50	50	50	X 50	X 50	X 50
〇〇レポート2015	0	0	0	0	0	0	0	0
△△報告書26年版	0	0	0	0	0	0	0	0
観光まち案内	X 500	700	800	800	800	X 800	X 800	X 800
〇〇地図	300	300	300	300	300	300	300	300
****	****	****	****	****	****	****	****	****
計	40,000	78,000	70,000	88,000	88,000	X 50,000	X 50,000	X 50,000

<査定対象部分②>
 ✓ 過年度実績平均を上回る部分について査定。
 例) 潤滑油脂費
 過年度平均 60,000千円 - 原価算定期間平均 100,000千円
 = 査定額 ▲40,000千円/年

<査定対象部分③>
 ✓ 原価算定期間に実施する必要性に乏しく過大となっている部分について査定。
 例) 〇〇用被服費
 更新実績に比べH28が過大
 = 査定額 ▲10,000/年

<査定対象部分④>
 ✓ 過年度実績の確認に基づき、原価算定期間における購入の必要性が乏しい書籍について査定。
 例) 「□□名所の歩き方」、「観光まち案内」
 = 査定額 ▲50千円/年、▲500千円

<査定対象部分⑤>
 ✓ 経費対象人員規模に比して、図書費の水準として過大となっている部分について査定。

「その他経費（賃借料）」の査定について

25

- 業務設備や事務所・駐車場等の賃借料について、不使用となっている部分は原価算入を認めず。継続的な賃借の必要性は認めるが、経費の低減努力が認められない部分や過年度実績を上回る部分は査定。
- 社宅や寮等のための借家料は、入居実績について確認し、空き家等の不使用となっている部分を査定するとともに、実際に入居・賃借していても、統計資料を基にした当該地域の賃料水準と比較して実際の賃借料が上回っている部分については査定。

（ステップ1）過年度実績の効率化努力、
原価算入の必要性・実績水準の妥当性の判定

（ステップ2）原価算定期間内の効率化反映、
原価算入の必要性、金額の妥当性の判定（＝査定）

